

改正後	現行
<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>	<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八(免税事業者にあつては、百分の十・三)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第四条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給仕等の業務(これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五(免税事業者にあつては、百分の十・二)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給仕等の業務(これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保

管に必要な業務を含む。)を行う者)、調理士(調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者)、同項のモデル又はマネキン(専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務(この業務に付随した販売の業務を含む。)を行う者)の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百九十円(免税事業者にあつては、六百六十円)の求職受付手数料を徴収するととする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表(第二十条関係)

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人申込みを受理した場合は、一件につき六百九十円(免税事業者にあつては、六百六十円)	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八(免税事業者にあつては、百分の十・三)に相当する額(次号及び第三号の場合を除く。)	徴収の基礎となる賃金が支払われた日(手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料

管に必要な業務を含む。)を行う者)、調理士(調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者)、同項のモデル又はマネキン(専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務(この業務に付随した販売の業務を含む。)を行う者)の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百七十円(免税事業者にあつては、六百五十円)の求職受付手数料を徴収するととする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表(第二十条関係)

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人申込みを受理した場合は、一件につき六百七十円(免税事業者にあつては、六百五十円)	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五(免税事業者にあつては、百分の十・二)に相当する額(次号及び第三号の場合を除く。)	徴収の基礎となる賃金が支払われた日(手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料

二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額

料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する

三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい

者の申込み又は関係雇用の主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時）以降求人者又は関係雇用の主から徴収する。

四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい

二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額

料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する

三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい

者の申込み又は関係雇用の主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受理した時）以降求人者又は関係雇用の主から徴収する。

四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい

(略)	
(略)	額
(略)	

(略)	
(略)	額
(略)	

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
新旧対照条文

目 次

○職業安定法施行規則（第一条関係）	1
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（第二条関係）	21

改正案	現行
<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>	<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八(免税事業者にあつては、百分の十・三)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第四条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五(免税事業者にあつては、百分の十・二)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額</p>	つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する
<p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p>	<p>若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>	<p>四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当</p>

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額</p>	つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する
<p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p>	<p>若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>	<p>四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当</p>

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

別表第二（第十四条関係）		別表第二（第十四条関係）	
種類	手数料の最高額	種類	手数料の最高額
受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき <b>六百九十円</b> （免税事業者にあつては、 <b>六百六十円</b> ）	受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき <b>六百七十円</b> （免税事業者にあつては、 <b>六百五十円</b> ）
徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。	徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の <b>十・八</b> （免税事業者にあつては、百分の <b>十・三</b> ）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の <b>十・八</b> （免税事業者にあつては、百分の <b>十・三</b> ）に相当する額又は当該支	紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の <b>十・五</b> （免税事業者にあつては、百分の <b>十・二</b> ）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の <b>十・五</b> （免税事業者にあつては、百分の <b>十・二</b> ）に相当する額又は当該支
	徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必		徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必

	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>
	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
新旧対照条文

目 次

○職業安定法施行規則施行規則（第一条関係）	1
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（第二条関係）	5

改正案	現行
<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>	<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八(免税事業者にあつては、百分の十・三)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3ゝ8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第四条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3ゝ7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五(免税事業者にあつては、百分の十・二)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3ゝ8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3ゝ7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額</p> <p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p> <p>四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当</p>	<p>つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>
-------	--	---

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額</p> <p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p> <p>四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当</p>	<p>つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>
-------	--	---

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

改正案

現行

別表第二（第十四条関係）		別表第二（第十四条関係）	
種類	手数料の最高額	種類	手数料の最高額
受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）	受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）
徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。	徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支	紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支
	徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必		徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必

	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>
	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令  
新旧対照条文

目次

○職業安定法施行規則施行規則（第一条関係）	1
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（第二条関係）	5

改正案	現行
<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>	<p>（法第三十二条の三に関する事項）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>2 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、芸能家（放送番組（広告放送を含む。）、映画、寄席、劇場等において音楽、演芸その他の芸能の提供を行う者）若しくはモデル（商品展示等のため、ファッションショーその他の催事に出席し、若しくは新聞、雑誌等に用いられる写真等の制作の題材となる者又は絵画、彫刻その他の美術品の創作の題材となる者）の職業に紹介した求職者又は科学技術者（高度の科学的、専門的な知識及び手段を応用し、研究を行い、又は生産その他の事業活動に関する技術的事項の企画、管理、指導等を行う者）、経営管理者（会社その他の団体の経営に関する高度の専門的知識及び経験を有し、会社その他の団体の経営のための管理的職務を行う者）若しくは熟練技能者（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条第一項に規定する技能検定のうち特級若しくは一級の技能検定に合格した者が有する技能又はこれに相当する技能を有し、生産その他の事業活動において当該技能を活用した業務を行う者）の職業に紹介した求職者（当該紹介により就いた職業の賃金の額が厚生労働大臣の定める</p>

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・八(免税事業者にあつては、百分の十・三)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第四条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

額を超える者に限る。)から、就職後六箇月以内に支払われた賃金の百分の十・五(免税事業者にあつては、百分の十・二)に相当する額以下の手数料を徴収するときとする。

3〜8 (略)

(法第四十五条に関する事項)

第三十二条 (略)

2 厚生労働大臣は、その許可を申請した労働組合等が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定又は第二十五条第五項第一号若しくは第二号の規定に適合することを、関係労働委員会等を通じて確かめた上、許可するかどうかを決定する。

3〜7 (略)

附則

①・② (略)

④ 法第三十二条の三第二項の厚生労働省令で定めるときは、当分の間、第二十条第二項に規定するほか、同項の芸能家、家政婦(家政一般の業務(個人の家庭又は寄宿舎その他これに準ずる施設において行われるものに限る。)、患者、病弱者等の付添いの業務又は看護の補助の業務(病院等の施設において行われるものに限る。))を行う者)、配せん人(正式の献立による食事を提供するホテル、料理店、会館等において、正式の作法による食卓の布設、配せん、給

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

仕等の業務（これらの業務に付随した飲食器等の器具の整理及び保管に必要な業務を含む。）を行う者）、調理士（調理、栄養及び衛生に関する専門的な知識及び技能を有し、調理の業務を行う者）、同項のモデル又はマネキン（専門的な商品知識及び宣伝技能を有し、店頭、展示会等において相対する顧客の購買意欲をそそり、販売の促進に資するために各種商品の説明、実演等の宣伝の業務（この業務に付随した販売の業務を含む。）を行う者）の職業に係る求職者から求職の申込みを受理した時以降六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）の求職受付手数料を徴収するときとする。ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が一箇月間に三件を超える場合にあつては、一箇月につき三件分に相当する額とする。

別表（第二十条関係）

種類	手数料の最高額	徴収方法
受付 手数料	求人者の申込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）	求人者の申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（次号及び第三号の場合	徴収の基礎となる賃金が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しな

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額</p> <p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p> <p>四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当</p>	<p>つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>
-------	--	---

を除く。)	<p>二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（次号の場合を除く。）にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額</p> <p>三 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十</p> <p>四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当</p>	<p>つた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受けた時）以降求人者又は関係雇用主から徴収する。</p>
-------	--	---

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

(略)	
(略)	額 する額のうちいずれか大きい
(略)	

○ 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表（第十四条関係）		別表（第十四条関係）	
種類	手数料の最高額	種類	手数料の最高額
受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき六百九十円（免税事業者にあつては、六百六十円）	受付 手数料	求人申し込みを受理した場合は、一件につき六百七十円（免税事業者にあつては、六百五十円）
徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。	徴収方法	求人申し込みを受理した時以降求人者から徴収する。
紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・八（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支	紹介 手数料	一 支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額（次号の場合を除く。） 二 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあっては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十・五（免税事業者にあつては、百分の十・二）に相当する額又は当該支
	徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必		徴収の基礎となる賃金 が支払われた日（手数料を支払う者に対し、雇用関係が成立しなかつた場合における手数料に係る必要な精算の措置及び雇用関係が成立した場合における当該雇用関係が成立した時以降講じられることとなる手数料に係る必

	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・五（免税事業者にあつては、百分の十三・八）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>
	<p>払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・二（免税事業者にあつては、百分の十三・七）に相当する額のうちいずれか大きい額</p>	<p>要な精算の措置を講ずることを約して徴収する場合にあつては、求人申込み又は関係雇 用主が雇用しており、若しくは雇用していた者の求職の申込みを受 理した時）以降求人者 又は関係雇用主から徴 収する。</p>